

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）について

国においては「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月）に基づき、子どもたちを強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、臨時特別給付を実施することとし、本市においても、昨年12月から「一括給付金」の給付を開始しています。

また、今回、国が基準日後に離婚した方等を対象とした「支援給付金」の給付を決定したことから、本市としても迅速に給付できるように対応してまいります。

1 一括給付金

令和3年9月分の児童手当受給者及び令和3年9月30日時点の高校生等の養育者を対象に、0歳から高校3年生までの子どもたち1人あたり10万円の給付を実施しています。

実施スケジュール

令和3年12月21日	補正予算議決
12月27日	中学生以下の児童を養育する児童手当受給者へ支給 支給件数：211,395世帯 支給額：331億6,520万円 高校生等の養育者及び公務員からの申請受付開始
令和4年1月31日	高校生等・新生児の養育者及び公務員への支給（1回目） 支給件数：7,261世帯 支給額9億230万円
2月14日	高校生等の養育者・新生児及び公務員への支給（2回目） 支給件数；4,080世帯 支給額：7億3,610万円 以降、申請があった世帯に順次支給（月2回）
4月28日	申請締切日

2 支援給付金

令和3年9月以降の離婚等により、現在子どもを養育しているにもかかわらず一括給付金を受給できない方がいることを受け、それらの方を対象とする「子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）」の支給を国が決定し、2月7日に要領が示されました。

支給にあたっては申請が必要となりますので、支給対象となる方々への周知等の準備を進め、迅速に対応してまいります。

なお、事業費については、国の通知に基づき、現在国から示されている子育て世帯臨時特別給付金の補助金交付決定額の範囲内で対応してまいります。

（事業内容の詳細については裏面に記載）

【参考】支援給付金の事業内容（国の要領で示された内容）

(1) 支給対象者

次の①または②に掲げる方で、かつ子育て世帯への臨時特別給付（一括給付金）の受給者の配偶者であった方のうち離婚等をした方その他これらに準ずる方(DV 避難、海外帰国等)

① 令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが、令和4年3月分(2月末までに申請する場合は、申請時点)の児童手当の受給者になった方

② 令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点(2月末までに申請する場合は、申請時点)において高校生等を養育している方

(2) 対象児童

① 支給対象者に支給される令和4年3月分(2月末までに申請する場合は、申請時点)の児童手当に係る児童

② 令和4年2月28日時点(2月末までに申請する場合は、申請時点)において支給対象者に養育される高校生等

(3) 支給額

対象児童1人につき10万円。ただし、支給対象者からの申請に基づき、一括給付金の受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合または対象児童のために当該受給者が当該給付に相当する額の金銭等を消費していた場合においては、その額を控除する。

(4) 支給方法

支給対象者の申請日時点での住所地の自治体が申請により支給

(5) 実施スケジュール

令和4年2月中に申請受付を開始し、3月下旬より順次支給開始

申請期限：令和4年4月28日